# 日本学生オリエンテーリング連盟会計運用細則

(目的)

第1条 本細則は、日本学連の会計業務に関わる者が、円 滑に業務を遂行できるよう、定めるものである。

(適用)

- 第2条 本細則は、以下に述べる地区学連·部局等の各会計 担当者に適用する。
  - 1. 日本学連
  - 2. 各地区学連
  - 3. 各部局(事業部·広報部·事務局)
  - 4. 幹事会
  - 5. 理事会
  - 6. 各種委員会(インカレ実行、技術、活動報告書作成、等)
  - 7. その他、日本学連より予算交付を受けた者および 日本学連会計より指名された者

#### (会計担当者の指名)

第3条 上記各会計担当者は、上記各所属組織の規則又は、代表者の指名に基づき、決定される。各組織の代表者は各年度の4月10日まで、または、組織発足後すみやかに、会計担当者の氏名を日本学連会計に連絡しなければならない。

会計担当者を変更する場合は、日本学連会計に連絡しなければならない。

### (予算の請求)

第4条 日本学連に対し、予算を請求する場合は、原則として 前年度の1月末日までに、日本学連会計に対し、所 定の書式で請求書を提出しなければならない。

(予算の立案)

第5条 日本学連会計は、予算案を前年度の2月末日までに 立案しなければならない。

(予算の承認)

第6条 予算は前年度3月末日までに、総会の承認を得なければならない。

(予算の交付)

第7条 日本学連会計は、予算に基づき予算を交付する。なお、交付にあたっては、所定の帳票で幹事長の承認を得なければならない。

(予算の管理)

第8条 予算の交付を受けた会計責任者は、日本学連会計 運用マニュアルに従い、業務を遂行しなければならな い。

#### (決算報告)

第9条 予算の交付を受けた会計責任者は、当該部局・委員会の活動終了後2ヵ月以内、又は翌年度の4月末日までに、決算報告を、所定の書式で提出しなければならない。なお、インカレ実行委員会等活動を年度で区切れないものについては、3月末日時点の支出状況を報告しなければならない。

#### (日本学連会計報告)

第10条 日本学連会計は、原則として翌年の12月末日まで に、会計報告を総会に提出しなければならない。

#### (支出の承認について)

第11条 各会計責任者は、以下に定める額以上の支払いを 行う場合、別紙書式により下記承認を受けなければ ならない。

なお、支払いとは、当該金額以上の物品を一度に購入する場合。およびある特定の個人および団体に対して、一度に支払う場合。(分割支払い等により、一度に支払う額が規定額を下回る場合でも、同一の支払いと考える場合は、承認を受けなければならない。)

- 1. 当該支出項目の予算を計上している場合 当該支出を予算として計上している場合は、下 記承認を得たうえで支払いを行うことが出来 る。
  - (1)5万円以上、10万円未満
    - ·日本学連会計
  - (2)10 万円以上 20 万円未満
    - ·日本学連幹事長
  - (3)20万円以上
    - ·日本学連総会
- 2. 当該支出項目の予算を申請していない場合 3万円以上の支出で当該支出の予算を申請していない場合は、予算の申請を行い、幹事会 又は総会で承認を受けなければならない。 承認を受けた項目については、下記承認を得 たうえで、支払いを行うことが出来る。
  - (1)3万円以上5万円未満

- ・日本学連幹事長および、担当理事
- (2)5万円以上20万円未満
  - ·日本学連幹事会
- (3)20万円以上
  - ·日本学連総会
- 3. インカレ実行委員会については、日本学連が派遣するイベント・アドバイザーの承認により、上記承認に代わる事とする。なお、イベント・アドバイザーは、必要に応じて技術委員会および、理事会に対して支出の報告を行わなければならない。

## (規則の改正)

第12条 本規則の改正には日本学連総会の承認を必要とする。

平成 8年 3月11日制定 平成 11年11月13日改正 平成 12年 3月13日改正 平成 16年11月6日改正